

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第 13 条に基づく報告書

平成 13 年 6 月 26 日

朝 銀 山 口 信 用 組 合

金融整理管財人 山 元 浩

金融整理管財人 角 田 文 男

## 目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当信用組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 経営破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務および財産の状況について	
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産の状況	4
5. 不良債権の状況	4
6. 関連会社の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追及体制の確立	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

## I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

### 1. はじめに

当信用組合は、平成12年12月16日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）第8条第1項第1号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という）を金融再生委員会より受けました。金融再生法第13条に基づき、当信用組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下の通りご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月16日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容については必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

### 2. 経営破綻の原因

#### (1) 当信用組合をとりまく経営環境と経営状況

当信用組合は昭和36年10月23日、山口県内に居住する在日朝鮮人ならびに地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。営業区域については山口県下一円とし、店舗は下関市に本店、その他支店4店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。営業地域での預金シェアは約1%を占めています。

#### (2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷によって、主要取引業態である遊技業、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、内部牽制機能の形骸化から、協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という）第6条で準用する銀行法第13条に反する同一人に対する信用供与の限度額を大幅に超える貸出が行われた結果、特に大口の貸出が不良債権化したことを主因に、平

成11年3月末決算において大幅な債務超過となりました。(当期利益▲12,228百万円、組合員勘定▲9,682百万円)

こうした状況の中であって、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

### (3) 経営破綻に至った要因

融資審査内容に不明・不十分な点が見られることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現できなかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

## 3. 管理を命ずる処分までの状況

### (1) 資本の状況

当信用組合は、平成9年3月末決算を4月26日に発表した後、平成9年1月に実施された山口県による検査結果通知書に基づき自己査定を厳格に行った結果、平成10年3月末の決算において過去の決算期に比べ多額の貸出金償却と貸倒引当金の増額が行われ、自己資本比率は前年の4.49%から3.38%へと大幅に低下することとなりました。

平成10年3月末決算で自己資本比率が3.38%となったことから、同年7月8日山口県より、銀行法第26条第1項の規定に基づく「早期是正措置命令」を受け、7月22日に自己資本充実策を織込んだ経営改善計画書を提出いたしました。

### (2) 自己資本回復の断念

当信用組合は、平成10年3月末決算により、自己資本比率が3.38%に低下し、早期是正措置が発動され、この早期是正措置発動と平成9年5月の朝銀大阪信用組合の破綻発表による信用不安から預金の流出が始まり、平成9年4月から平成11年3月までの2年間で、総預金残高の減少額は約47億円に及びました。

その後も、元理事長が陣頭指揮を執って預金流出の防止、信頼の回復に全役職員一丸となって取り組みましたが、預金の流出は止まらず資金繰りは逼迫の度を深めました。

この様な状況を踏まえ、信任を回復することは著しく困難であり、預金等の払戻しを停止するおそれがあるとの判断に基づき、平成11年5月14日、金融再生法第68条第1項に基づく申し出を行うに至りました。

## Ⅱ. 業務及び財産の状況について

### 1. 与信業務

当信用組合の与信業務については、主要営業地域である下関市の遊技業、不動産業を含む中小零細企業者や、個人への融資が多くを占めています。

<貸出残高推移> 店舗数：5店 (単位：億円、%)

	平成9年3月末		平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均 (平成12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
総貸出残高	770	100.0	769	100.0	763	100.0	752	100.0	490	100.0
うち中小企業	433	56.2	435	56.6	442	57.9	468	62.2	359	73.3
うち個人	337	43.8	334	43.4	321	42.1	284	37.8	131	26.7
うちその他	-	-	-	-	-	-	-	-	4	0.8

### 2. 預金業務

当信用組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：5店 (単位：億円、%)

	平成9年3月末		平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均 (平成12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	820	100.0	778	100.0	772	100.0	550	100.0	693	100.0
うち個人預金	613	74.7	544	69.9	544	70.4	420	76.3	545	78.7
うち法人預金	114	14.0	102	13.1	83	10.8	21	3.8	120	17.3
うちその他	93	11.3	132	17.0	145	18.8	109	19.9	27	3.9

\*その他には公金預金、金融機関預金が含まれる。

### 3. 投資等業務

#### (1) 投資有価証券

該当するものではありません。

#### (2) 商品有価証券

該当するものではありません。

### 4. 固定資産の状況

保有固定資産(営業用不動産、所有不動産)の状況は以下の通りです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況(平成12年12月末)>

(単位:件、百万円)

	土 地				建 物			
	件数	簿価 取得価格	鑑定評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	鑑定評価額	含み損益
事業用不動産	9	726	695	△ 31	13	772	310	△ 462
所有不動産	3	1,278	354	△ 924	1	233	70	△ 163

### 5. 不良債権の状況

当信用組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

	平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均	
	貸出金 残高	貸出金に 占める割合	貸出金 残高	貸出金に 占める割合	貸出金 残高	貸出金に 占める割合
破綻先債権	3,576	4.7	3,512	4.7	1,381	2.8
延滞債権	8,670	11.4	44,240	58.8	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	6,140	8.0	5,170	6.9	401	0.8
貸出条件緩和債権	2,458	3.2	0	0.0	2,328	4.7
合 計	20,844	27.3	52,923	70.3	7,075	14.4

<金融再生法に基づく開示債権の状況（平成12年3月末）>

（単位：百万円、％）

区 分	金 額	債権の占める割合	業界平均	
			金 額	債権の占める割合
破産更生債権等	38,853	44.8	3,116	6.0
危険債権	18,061	20.9	2,998	5.8
要管理債権	619	0.7	2,170	4.2
正常債権	29,114	33.6	43,363	84.0
合 計	86,649	100.0	51,647	100.0

6. 関連会社の状況

当組合には関連会社はありません。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当信用組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受け皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡先については、去る平成11年10月13日朝銀西信用組合と事業譲渡契約を締結していますが、まずは当信用組合が管理を命ずる処分を受けるに至るまでの間の業務運営の状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化に万全を期してまいりたいと考えております。

以 上